

第百八十九号議案

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第二号中「（配偶者の）」を「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はこれとの均衡を考慮して管理者が別に定める者（配偶者及びこれとの均衡を考慮して管理者が別に定める者のいずれも）」に改め、「、配偶者」の下に「又はこれとの均衡を考慮して管理者が別に定める者」を加える。

第五条の二第一項中「配偶者」の下に「又はこれとの均衡を考慮して管理者が別に定める者」を加える。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

（提案理由）

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第十五号）の施行を踏まえ、公営企業職員の住居手当及び単身赴任手当に関する規定を改める必要がある。

